

平成30年6月21日

強引な買い取りにご注意を！

《深川警察署からの情報提供です》

6月に入り、深川警察署管内の家庭に「服やバッグを買い取りたい」、「古いミシンを買い取ります」などと購入をもちかける電話をして、訪問してくるという事案が発生しています。

中には、「服やバッグを買い取りたい」と言いながら、宝石や貴金属を強引に買い取る業者もいます。

☆訪問販売や訪問購入については、業者側に申込書面や契約書面の交付義務があるほか、書面を受領した日から8日以内は、クーリングオフ（申し込みの撤回、契約の解除）が可能です。

☆強引な業者が訪問して困った場合は、警察に110番通報してください。

☆訪問販売や訪問購入に関する相談は
深川地域消費者センター（0164-26-2210）
へお問い合わせください。